

公益社団法人佐倉青年会議所 定款

第 1 章 目 的

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人佐倉青年会議所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県佐倉市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、地域社会の経済、社会、文化等の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発につとめるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(規 律)

第4条 この法人は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2. この法人は、これを特定の政党又は政治団体のために利用しない。

3. この法人は、理事会が別に定める自主行動基準の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上につとめるものとする。

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 地域に居住する児童又は青少年の健全な育成を目的とするイベント、講演、実践教育、調査研究及び競技会等の事業

(2) 地域社会の健全な発展に貢献することを目的とするイベント、講演、体験活動、調査研究等の事業

(3) 地域市民の健全な人材育成に貢献することを目的とするイベント、講演、体験活動、調査研究、表彰及びコンクール等の事業

(4) 地域環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とするイベント、講演、体験活動、調査研究等

(5) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内・国外の青年会議所並びにその他の諸団体と提携し

、相互の理解と親善を増進する事業

(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業並びに前各号に定める事業に関連する事業

2. 前各号の事業については、佐倉市及びその周辺において行うものとする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第 2 章 会 員

(会員の種類)

第7条 この法人の会員は、次の4種とする。

(1) 正会員

(2) 特別会員

(3) 賛助会員

(4) 名誉会員

(正会員)

第8条 この法人は、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という）上の社員とする。

2. 正会員は、佐倉市及びその周辺に住所又は勤務先を有する満20才以上満40才未満の品格ある者で、この法人の目的に賛同して入会した者をいう。ただし、年度中に満40才に達したときは、その年度中は、正会員としての資格を有する。

3. 既に他の青年会議所の正会員である者は、この法人の正会員となることができない。

(特別会員)

第9条 特別会員は、制限年令の年度末まで正会員であったもので、この法人の目的に賛同して入会した者をいう。

(賛助会員)

第10条 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、その発展を助成するため入会した個人、法人又は団体をいう。

(名誉会員)

第11条 名誉会員は、この法人に功労のあるもので、理事会の決議を経て、推薦された者をいう。

(入会)

第12条 正会員、特別会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出し、総会が定める基準により、理事会の承認を受けなければならない。

2. 前項の承知を得た者は、総会において別に定める入会金を所定期日までに納入しなければならない。

(正会員の権利)

第13条 正会員は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の目的を達成するために必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第14条 この法人の会員は、定款その他の規則を遵守する義務を負う。

(退 会)

第15条 会員は、退会しようとするときは、理事長が別に定める退会届を理事長に提出しなければならない。ただし、その年度の会費の納入義務を免れない。

(会員の資格喪失)

第16条 この法人の会員は、次のいずれかに該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、又は解散したとき
- (3) 破産開始決定を受けたとき又は被成年後見人若しくは被補佐人の審判が確定したとき
- (4) 失踪の宣言を受けたとき
- (5) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき
- (6) 除名されたとき

(除名)

第17条 この法人は、会員が次のいずれかに該当する場合は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、これを除名することができる。

- (1) この法人の目的遂行に反する行為のあるとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、秩序を乱す行為のあるとき
- (3) 正当の理由なく第14条の義務を履行しないとき
- (4) この法人に対する罪を犯し刑に処せられたとき

2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費)

第18条 正会員、特別会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会費等の返還)

第19条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、返還しない。

第 3 章 役 員

(種別)

第20条 この法人の役員は次のとおりとする。

(1) 理事 (理事長、副理事長、専務理事及び財務理事を含む) 7名以上

(2) 監事 2名

2. 理事のうち1名を理事長、2名以上4名以内を副理事長、1名を専務理事、1名を財務理事とする。

3. 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長をもって同法第9条第1項第2号の業務執行理事とする。

4. 監事は、他の役員を兼務し、又は委員会の構成員となることができない。

5. 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(資格及び選任)

第21条 役員は、総会において選任する。

2. 役員選任の方法に関しては、この定款で別に規定するもののほか、総会の決議を経て、別に定める。

(職務)

第22条 理事は、理事会を構成し、その職務を遂行する。

2. 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。

4. 専務理事は、この法人の主要所務を処理する。

5. 財務理事は、この法人の財務及び会計事務を処理する。

6. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること

(2) 理事の職務執行状況を監査すること

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は招集すること

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後の1月1日に就任し、12月31日まで1年間とする。但し、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された理事の任期は、その年の12月31日までとする。

3. 監事の任期は、選任後の1月1日に就任し、翌年12月31日まで2年間とする。ただし再任を妨げない。

4. 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5. 役員が欠けた場合又は第20条第1項に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。また、理事長が欠けた場合についても同様とする(退任した理事長が理事としての権利義務を有しなくなった場合を除く)。

(解任)

第24条 役員が次のいずれかに該当する場合は、総会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は総正会員の議決権の3分の2以上の決議によらなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

2. 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の決議を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第25条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員は、この限りではない。

2. 役員には、費用を弁償することができる。

3. 前各項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が定める。

(顧問)

第26条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の推薦により、理事長はこれを委嘱する。

(直前理事長)

第27条 この法人は、直前理事長1名を置く。ただし、理事長再任の場合は除く。

2. 直前理事長は、前年度の理事長がこれに当る。

3. 直前理事長は、理事長経験を生かし、業務について必要な助言をする。

4. 直前理事長の任期は、第23条第1項の規定を但書きを除き準用する。

5. 直前理事長は、無報酬とする。

第4章 総会

(種別)

第28条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(構成)

第29条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権能)

第30条 総会は、法令及びこの定款に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を決議する。

(開催)

第31条 通常総会は、毎年3月及び11月に開催する。

2. 前項3月の通常総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

3. 臨時総会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会で必要と認め開催を決定したとき

(2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき

(招集)

第32条 総会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その請求を受け取った日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面により、少なくとも開会の日の10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選任する。この場合において、議長が選任されるまでの仮議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第34条 総会は、総正会員の議決権の過半数の議決権を有する正会員の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第35条 総会の決議は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第36条 総会における議決権は、正会員1名につき、1個とする。

(書面議決等)

第37条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、第34条、第35条の規定の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第38条 総会の議事については、法令で定められた議事録を作成する。

2. 議事録には、議長及びその総会において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の決議した事項の執行に関する事項

(3) 総会の決議を要しないこの法人の業務の執行に関する事項

(4) その他法令に定める事項

(開催)

第41条 理事会は毎月1回の定例のほか、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事が、理事長に対し理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求したとき

(3) 第22条第6項第4号の規定により、監事が理事会の招集を請求したとき

(招集)

第42条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号又は第3号による請求があったときは、その請求を受け取った日から5日以内に、その請求

があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、各理事及び各監事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並び日時及び場所を示して、少なくとも開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第43条 理事会の議長には、理事長又は理事の中から理事長が指名した者がこれに当る

(定足数等)

第44条 理事会は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

(決議)

第45条 理事会の決議は、本定款に別段に定めがあるもののほか、特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

2. 第1項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事会に出席した理事長及び監事は、これに署名押印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名押印する。

第 6 章 委 員 会

(設置及び運営)

第47条 この法人は、その目的達成に必要な事項を検査、研究、協議又は実施するため、委員会を設置する。

2. 委員会の運営については、理事長が別に定める。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第48条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第49条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の決議により定める。

(経費の支弁)

第50条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(資産の団体性)

第51条 この法人の会員は、その資格を喪失するに際し、この法人の資産に対し、いかなる請求もすることができない。

(事業計画及び収支予算)

第52条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達書及び設備投資の見込みを記載した書類は、理事長が作成し、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決権を有する正会員が出席し、出席した正会員の3分の2以上の決議を経て、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第53条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、総会において総正会員の議決権の3分の2以上を有する正会員が出席し、出席した総正会員の3分の2以上の決議を経て、その事業年度終了後3か月以内に行政庁に報告しなければならない。

(長期借入金)

第54条 この法人が資産の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において議決権を有する総正会員の3分の2以上の出席した正会員の決議を経て承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第55条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、総会において議決権を有する総正会員の3分の2以上の出席した正会員の決議を経て承諾を得なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第56条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第63条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定 款 の 変 更 及 び 解 散

(定款の変更)

第57条 この定款は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、変更することができる。

(解散)

第58条 この法人は、総会における総正会員の議決権の3分の2以上の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第59条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第60条 この法人が解散のときに有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第61条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3. 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が定める。

(帳簿及び書類の備付)

第62条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 認可、許可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第10章 情報公開及び個人情報保護

(情報の公開)

第63条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 第53条に定めるもののほか次の書類を主たる事務所に5年間（また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告会計監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3. その他、情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第64条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第65条 本会の公告は、電子公告による。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 雑則

(委任)

第66条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が定める。

附則

1. 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度開始日とする。

3. この法人の最初の代表理事は固本俊一とする。

4. この変更による定款は、千葉県知事認可の日から施行する。(2017年<平成29年> 月 日)

定款変更新旧対比表

内	容	理由
変更前の条文	変更後の条文	
第 3 章 役 員 (種 別) 第 20 条 この法人の役員は次のとおりとする。 (1) 理事 (理事長、副理事長、専務理事及び財務理事を含む) 7 名以上 <u>12 名以内</u> (2) 監事 2 名 2. 理事のうち 1 名を理事長、2 名以上 4 名以内を副理事長、1 名を専務理事、1 名を財務理事とする。 3. 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長をもって同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。 4. 監事は、他の役員を兼務し、又は委員会の構成員となることができない。 5. 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。	第 3 章 役 員 (種 別) 第 20 条 この法人の役員は次のとおりとする。 (1) 理事 (理事長、副理事長、専務理事及び財務理事を含む) 7 名以上 (2) 監事 2 名 2. 理事のうち 1 名を理事長、2 名以上 4 名以内を副理事長、1 名を専務理事、1 名を財務理事とする。 3. 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長をもって同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。 4. 監事は、他の役員を兼務し、又は委員会の構成員となることができない。 5. 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。	会員数の拡大に伴い、役員 の充実を 図る目的 のため、 理事構成 員の上 限を撤 廃致し まし た。